

入札監理小委員会における審議の結果報告 独立行政法人国立病院機構東京医療センター施設管理業務

入札監理小委員会において当該民間競争入札の実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業選定の経緯

- (1) 平成 26 年に実施した「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集において、民間事業者から、国立病院機構の病院施設を市場化テストの対象事業としてほしいとの意見があり、第 47 回施設・研修等分科会（平成 27 年 6 月 24 日）及び第 48 回施設・研修等分科会（平成 27 年 9 月 8 日）において審議した結果、本事業は平成 28 年の基本方針別表に新規の事業として記載されることとなった。
- (2) 直近の入札が 1 者応札であったことから、分科会において、業務の包括化の範囲が適当かを含め、競争性の改善に留意するよう意見があった。
- (3) 本事業は、基本方針別表において「事業の実施状況等を踏まえ、競争性や事業規模等に留意しつつ、民間競争入札の対象箇所の拡大について検討する」と記載されており、本事業の実施状況を他の病院における施設管理業務にも活用することとされた。

2. 業務の概要

- (1) 業務内容
「東京医療センター」の施設・設備管理業務、防災センター業務、駐車場管理業務及び環境整備業務
- (2) 実施期間
平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の 3 年間

3. 市場化テスト導入を踏まえた取組

入札参加資格について、これまで一企業としていたところを複数の企業で構成されるグループ（共同事業者）による入札参加を可能とした。[実施要項（案） 2 頁]

4. 実施要項（案）の審議結果について

審議においては、以下の 2 点について委員等より質問があり、確認された。

【論点 1】

平成 26 年度開始事業が、4 者応札だった平成 23 年度開始事業と比べて、特に条件面や規模が変わらなかったにもかかわらず 1 者応札になった要因について、どのように考えているか。

【回答 1】

平成 26 年度開始事業では、（従前事業に含まれていなかった）特定建築物定期調査報告業務※を追加したが、入札当時にこの業務を実施可能な事業者が少なかった。現在はこの業務の実施が義務づけられていることから、応札可能な事業者は増えてきていると

考えられる。

※特定建築物定期調査報告業務：建築物の劣化等に起因する事故及び災害を防ぐため、不特定多数の人が利用する建築物について、その所有者又は管理者が、安全上、防火上又は衛生上の観点から建築物の敷地、構造、防火等設備について検査し、特定行政庁（23区の場合は都庁）に定期的（3年に一度）に報告する業務。建築基準法12条に基づく。

【論点2】

本事業は施設管理業務ということだが、病院としての特性はあるのか。

【回答2】

病院では24時間救急を実施しており、事業者が患者の補助、介助を行う機会があるものの、介助については、講習を受けてもらえれば問題がなく、その他については一般的な施設管理業務と変わらない。

5. パブリック・コメントを踏まえた修正について

平成28年9月26日から10月7日まで実施したパブリック・コメントにおいて、1者から3件の意見があり、以下の2件について実施要項（案）を修正した。

- ・業務従事者名簿の作成、提出について、入札時までに資格等を証明する書類の提出を義務付けた場合、参加事業者が制限されてしまうことから「契約締結前までに」と追記した。[実施要項（案）4頁]
- ・入札参加資格として、「一級造園技能士の有資格者が2名以上いること」としていたが、「1名以上いること」と要件を緩和し、「2名以上いること」を加点要素とした。
[実施要項（案）10頁、13頁]

以 上